

(第一類 第十六号)

第二回國會議院 財政及び金融委員會會議錄 第十一号

昭和二十三年三月二十五日(木曜日)

午前十一時三十三分開議

出席委員

委員長 早稻田柳二衛門君

委員 島田 晋作君 田中 中崎 敏君

赤松 勇君 川合 彰武君

川島 金次君 河井 榮藏君

佐藤 觀次郎君 田中 鐵之進君

林 大作君 松尾 トシ君

八百板 正君 大上 司君

中曾 根康弘君 細川 八十八君

松田 正一君 泉山 三六君

島村 一郎君 鈴木 正文君

吉米 地英俊君 宮崎 晴君

淺利 三朗君 井出 太郎君

内藤 友明君 石原 登君

河口 陽一君

出席政府委員

大藏事務官 平田 敬一郎君

大藏事務官 阪田 純雄君

委員外の出席者

議員 北 二郎君

専門調査員 國地與四松君

専門調査員 氏家 武君

本日の會議に付した事件

昭和二十三年の所得稅の四月予定申告書の提出及び第一期の納期の特例に關する法律案(内閣提出)(第一七号)

○早稻田委員長 會議を開きます。

昭和二十三年の所得稅の四月予定申告書の提出及び第一期の納期の特例に關する法律案を議題とし、前會に引續

いて質疑を続行いたします。

○佐藤(觀)委員 主税局長にお伺いいたします。大体今度追徴金が廃止になったのでありますが、一度納めた追徴金を稅務署はすぐ返すのでなくして、この次の稅金で差引くという事であります。これは納稅思想を涵養する意味において、めんどろでしようけれども、一度納稅した者に追徴金を返すという方法を講じたらどうかと思ひます。御意見を伺いたいと思ひます。

○平田政府委員 追徴稅につきましては、お話のように本年度は初めてのことであります。納稅者もよく存じていないし、役所側の徹底方を不十分であつたといふことによりまして、できるだけ寛大に扱ふようにといふことで処置いたしておるわけでありまして、すでに納められました追徴稅についてどうするかという問題ですが、これはお説の通り理論から申しますと、すぐにでも返すべきものは返すといふことが正しい行き方だと思ひます。ただ實際上の事務の手續から申しますと、すぐそこまで一遍に行き得るかどうかにつきましては、私といたしましては、今ここで必ずできるというこゝまでは申し上げにくいと思ひます。

納稅者の方と話しまして、その次の稅金に充当しないで返してくれという、強い主張があります場合には、それはもちろん返す方向に、手續をもつていくべきだといふふうに考へております。

○佐藤(觀)委員 そういう意思であれば、今まで正直な者が早く納めるといふことになつておりますが、非常にめんどろなことでありますけれども、將來稅金は一度ではなく、毎年のことでありますし、これはひとつ早く納めた人は、まじめに納めるといふ意思があつたのですから、ぜひともそういう処置をとつていただきたいと思ひます。

○平田政府委員 今のお話は制度といひましては、私もやはり正しい制度であると思ひます。正し納稅者が納期までにきちんとなし、それに対して遅れて納める分につきましては、今の經濟諸情勢に鑑みまして、まだ金利といたしましては、實際は低いくらいの加算稅でございますので、この分につきましては、やはり原則として徴收するといふ建前にいたしませんと、あまりに先に納めた納稅者と、遅れて納めた納稅者との不均衡が出てまいります。従つて健全なる納稅思想を涵養するといふことには、やはり徴收するといふことに行くべきものじやなかろうかと考へております。ただ計算方法その他が非常に複雑になつておりますので、これを現

に徴收する時期につきましては、なるべく実情に即して、適切な時期にいたすように考へておる次第であります。

大分めんどろな計算になりました。稅務署の吏員等が繁劇の際に、なか／＼一緒に処理できないという実情がございますし、その辺の運用につきましては、これも地方につきまして、ある程度実情に即した運用ができるようにいたしておる次第でございます。趣旨といたしましてはこの方は追徴稅と違ひまして、原則として徴收しないといふような処置にはいかなないものじやなかろうかと考へておる次第であります。

○佐藤(觀)委員 今度の納稅は日本全國を沸かしたことはないと思ひます。特に今まで納めなかつた農民諸君までも、かなりな稅を納めなければならぬといふ事實に即しまして、現在田舎では稅務署へ取り込んだり、あるいは脅迫的な手紙をやつて稅務署を焼くといふような、民間に非常に不穩な声もあります。こういう点について今度で納稅思想の涵養といふことを言つておりまして、なか／＼大藏省がそういう手をとらなかつたと思ひます。が、こういう点について當局はどういう方法で、今後國民に喜んで稅を納めるような考へをもたせるかといふことについて、どういふ対策があるか。ひとつお聴かせ願ひたいと思ひます。

○平田政府委員 御指摘の通り本年度の納稅につきましては、大分無理が重なつてきておるといふことは、私も

もいろいろ情報等によりまして十分承知しております。その重なりました事情はいろいろ理由があると思ひます。が、一つは課稅が年度末に一遍になつたといふことが、實際上非常に無理を來した原因になつておるのではなからうか。こういう点につきましては、來年度におきましては、その予定申告に對する指導、それからその後における更正決定といふものを、なるべく適切な時期にいたしまして、やはり一年間のずれを、年間を通じてある期間において納めていただくといふような、具體的な方法を講ずるのが、一つの有力な方法でなかろうかと考へております。それから經濟の實際の動きに應じて、稅の負担自体につきましては、結果に顧みまして、相當な調整をはかる必要があるのではないかと考へておる次第であります。税制の改正の点につきましては、目下いろいろ案を練つておりますが、なるべく現在の課稅力と申しますか、担稅力に應じた稅制に、できるだけだけもつていく。國民といたしましてはなるべく納めやすいような稅制にするといふ配慮も、相當必要ではないかと考へておる次第でございます。それから全体といたしまして所得稅は、國民として政府の組織をもつて動いておる以上、やはり義務として納めるべきものだといふことは、相當徹底しておると思ひますが、しかし具體的な財政の内容、それから實際の必要性につきましては、まだ／＼徹底な向きも相當

あるのではない。そういう点を考え

だとしておる次第であります。

かえればいいことであつて、銀行で

三條の例の控除の問題であります。今

一定した一つの組合なり、団体なりに

まして、普でございまして所得税は一

〇林(大)委員 二、三の点をお尋ねい

できる金利の計算が、税務署や郵便局で

のうちに控除額が低くつて、そうして

とが必要ではないかと思ひます。そう

に、大体日本の習慣がそうである

たします。第一点は佐藤君の質問に関

できないというわけはないと思ひので

税率が非常に高くなつて、従つて愛知

しませんが、実際にいへば、農民組

いまして、そういう考えをもつてお

連しておりますが、延滞金利の点であ

あります。これは田舎にまゐりますと、

縣のごとき例を見ますと、小学校の

合あたりがつかりできておるところ

つたのでありますが、そういうことで

延滞利子を、こういう不法なやり方を

するのはいけぬと税務署に言ひて

のがなくなつてしまふ情勢にはいつて

では、その意見書というものは、村で

ならば、私はそれも非常に望ましいと

思ひます。しかし現在の事情からい

おります。愛知縣のごときは、小学校

の教員がすでに四千名不足しております

のでありまして、まことに立派に公平

ますと、そういうわけにまいりませ

いたしておるのであります。従つてこ

超すであらう。これではいわけゆる

教育と自治の破壊をするところの制度

に知らずに、五箇町村も六箇町村も一

廣く國民が力に應じて納めていた

延滞金利のとり方については、所得税

別税を課するということは非常に不

あります。この点は、私の意見を申し

は一週間か二週間の間に徹夜をして

ような方法に行かざるを得ない。そ

でありまして、この点については私は

つかりとれば、こういうものを課する

る、すなわち現在で申しましたなら

の公正でないのはあたりまえである

税の完納運動本部等におきまして、有

の勅令で出ておりますところの所得税

あります。従つて、この点についての

までは免税点を引上げて、その上の刻

めないというふうな千遍一律の態度を

たいただきますならば、よほど滑らかに納

法施行細則の第五十五條、これがつま

御見解を承つて、必要な指令を地方廳

にもなすつていただいたらどうか、こ

ものは、どうしてもいけないなら、今

税ではないか。いろ／＼な方策を考え

めたものは納付期限までの金利をと

う考へるのであります。

その次に第三番は、今度機械設備税と

を、愛知縣あたりでは課せうとして縣

まして、今少しく摩擦を少くして納税

ということが書いてあるものでありま

か、農業機械設備税とかいうような税金

を、愛知縣あたりでは課せうとして縣

を、愛知縣あたりでは課せうとして縣

して、今少しく摩擦を少くして納税

ということが書いてあるものでありま

か、農業機械設備税とかいうような税金

を、愛知縣あたりでは課せうとして縣

を、愛知縣あたりでは課せうとして縣

でございまして、一筆に上げるとい

が、実際にいへば、第一回の納付期限

は、一月三十一日、これが更正決定にな

うのであります。これから農村を機械

化していかねばならぬ現段階に

等につきましても、一筆に上げるとい

が、実際にいへば、第一回の納付期限

は、一月三十一日、これが更正決定にな

うのであります。これから農村を機械

化していかねばならぬ現段階に

徴税費等につきましても、私どもでき

は、三月の初めにもつていつても、二

が、殊に農村をこれから機械化しよう

という場合に、こういう税金を課せし

めるといふことはいけなかつたと思ひ

る限りの御協賛を願ひまして、徴税の

設備をしてもかかるとありまして、

が、殊に農村をこれから機械化しよう

という場合に、こういう税金を課せし

めるといふことはいけなかつたと思ひ

調査施設とか、あるいは税務官吏の待

は、三月の初めにもつていつても、二

が、殊に農村をこれから機械化しよう

という場合に、こういう税金を課せし

めるといふことはいけなかつたと思ひ

遇等についても、できる限りの御協賛

は、三月の初めにもつていつても、二

が、殊に農村をこれから機械化しよう

という場合に、こういう税金を課せし

めるといふことはいけなかつたと思ひ

め、そして納税の円滑をはかることに、

は、三月の初めにもつていつても、二

が、殊に農村をこれから機械化しよう

という場合に、こういう税金を課せし

めるといふことはいけなかつたと思ひ

十分努力いたしたいと考えておる次第

は、三月の初めにもつていつても、二

が、殊に農村をこれから機械化しよう

という場合に、こういう税金を課せし

めるといふことはいけなかつたと思ひ

でございまして、この問題は相当重大な

は、三月の初めにもつていつても、二

が、殊に農村をこれから機械化しよう

という場合に、こういう税金を課せし

めるといふことはいけなかつたと思ひ

問題でありますので、なお完納運動本

は、三月の初めにもつていつても、二

が、殊に農村をこれから機械化しよう

という場合に、こういう税金を課せし

めるといふことはいけなかつたと思ひ

部等においてもお取上げ願ひ、大いに

は、三月の初めにもつていつても、二

が、殊に農村をこれから機械化しよう

という場合に、こういう税金を課せし

めるといふことはいけなかつたと思ひ

対策を研究していただくならば仕合せ

は、三月の初めにもつていつても、二

が、殊に農村をこれから機械化しよう

という場合に、こういう税金を課せし

めるといふことはいけなかつたと思ひ

いうことが絶対に必要であると私は思うのであります。殊に市街地と違いまして、農家のごときは、どういふふうな事務署へ小言を言つていいのやうな知識がないのであります。再審査の要求をするにしても、大抵計理士とか、弁理士とか、代書人のときと相談をして、よく世話をしてもらつて税務署に恐るゝもつてきてゐるという状態でありまして、われ／＼が簡単に再審査の要求ができるのでは違つて、農民の大部分が苦しんで、恐るゝやつてゐるところもひとつ同情をしてくださつて、そうしてすべからずこれは期限を延ばして、情を盡して、誠を盡して税金を納めるといふことが、絶対に必要であると私は思うのであります。

以上の六點について御答弁を要求する次第であります。
○平田政府委員 非常に具體的の御質問であります。加算税につきましては、たしかに御指摘のやうな点につきましては、相当検討を要する点もあらうかと思ひます。現在のところは、一應、事務の処理の円滑、それからお互いに再審査期限をはつきりいたしまして、加算税の計算を完全ならしめるといふ趣旨も考慮に入れまして、現行の規定ができてゐると思ひますが、納税促進という見地から考えますと、あるいは若干のその間の手続がかりましても、お説のやうに改めるといふことも、ある程度有力な方法であると考えますので、よく検討してみたいと思ひます。

次に反別税、機械設備税等、地方税の課税につきまして非常に有力な御意見がございましたが、この点につきま

しては、目下地方財政委員会を中心にいたしまして、今度の新しい地方自治制度に伴う地方税制をいかにするかという点について研究中でございます。お話の機械設備税等につきましては、非常に生産を阻害するといつたやうな要素も多分にあるかと考えられるわけでありまして。ただ、現在の地方財政の事情が、これまで國家財政と同じやうに非常に逼迫してありまして、適当な財源がない場合におきましては、いきおいいろいろな物件税を設けて、それでやつて財源を確保するといふやうなことも、これはもうある程度やむを得ざる事態に迫られてゐるというところは、實際問題として現在の事情でございまして、大蔵省といたしまして、特別税につきましては、個別的に地方団体の認可申請があらりました際に、十分審査をいたしてゐるのであります。他面地方財政の事情を考えますと、いきおいそこに若干の問題がありそうなのと認めざるを得ないという事情に相なりまして、この機械設備税といつたやうな税につきましても、所によつて相当な課税をしておるといふところもあらうかと考える次第であります。ただどういふものにつきましては、御指摘のやうな点もございまして、地方税制の改正の一環としていたしましてよく研究いたしてみたいと思つておる次第であります。

それから次に加算課税の問題につきましても、御質問がございましたが、これも生活の現状からいいますと、非常に何と申しますか、矛盾と申しますか、無理がある面もないではないと私も考える次第であります。他面加算をはずすということになりま

すと、これまた逆に不自然な關係になり、あるいは他の納税者に比べまして不公平な場合を生ずるやうな場合もございするし、どういふふうにいたしますか、これは相當むずかしい問題ではないかと思ひます。ただ根本は所得税の累進率、下の方から少しくなつておりました、ちよつと所得が殖えますと累進率がぐん／＼殖えるといふやうなところに、また無理を來しておる一つの理由があるのではないかと申します。こういう点につきましては、今度所得税の税率を改めざる際に、そういうことができるだけ少くして済むやうな改正案もいたしてみたいといふので目下研究をいたしておりますが、新しい所得税の税率をどうするかという問題と合せまして、一應研究いたしてみたいと思つた次第であります。ただ加算課税をやめるといふことは、またなか／＼難点もございするもので、そういう方向で問題を解決するといふことはなか／＼むずかしいのじやないか。ただ實際問題として、生活を全然別にしておる者が、たまたま一緒に住んでおるといふ場合につきましては、所得税法の解釈上も別に課税するということになりますので、そういう点につきましては、課税の實際においても考慮する場合もあらうかと思ひます。制度自体といたしましては、今後所得税の税率の改正を合わせまして、よく研究いたしてみたいと思つておる次第でございします。

それから次に団体交渉でございします。これは昨日もちよつと趣旨を申し上げておいたのであります。税といふものはあくまでも税法に従つて、國會でちゃんと御審査を経まして税法が

きめられて、その税法に従つて、要するに納税義務者が國に納むべきものである。従ひましてその額というものは、これは納税者がみづから申告をし、みづからの責任において所得等について異議がある場合は政府と話し合つてきめるのが、これが所得税その他の課税の本旨であります。そういう趣旨からいたしまして、從來やともすればやつておりましたやうな、団体を通じまして一括ぐらの金額を納めてくれ、その割振りは団体にまかせるといつたやうな行き方につきましては、これはどうも私もいたしましては、正しくないと思つておる次第でございします。最終の所得の決定につきましては、これはあくまでも納税者對政府の間において、相互の責任において処理すべきものであるといふことは、この原則は動かすわけにはまいらないのじやないかと思つておる次第であります。ただそういうことにつきまして、昨年は少しむしろ行き過ぎがありまして、団体交渉はいかぬといふ趣旨のことをやりましたところが、逆に団体からは課税上のことに關しては意見等も聴かない納税者の事情等も、もう相手にしないといつたやうな反対な行き過ぎになつたやうなところも大分ありまして、そのために円滑な調査及び納税を妨げるやうな例がたゞさんあるやうであります。しかしこの場合につきましては、私もさういふ場合にございましては、納税者の事情をよく知つておられる団体等の意見は十分尊重するやうに、最終的にきめる場合におきましては、これは団体を通じないで直接きめてもらいたいと思ひますが、たとえば大体の順位がどうであるとか、營業の状況がど

うであるとか、あるいは農業の場合におきましては反當りの所得がどうであるとか、実収が多いか少いかといふことにつきましては、団体から意見をい／＼／＼聴きまして、最後にきめる場合には、税務署對納税者の間の責任においてきめる。この線さはつきりいたしておきますれば、団体の御意見をよく承り、その団体の意見が正しいやうな場合には、大いに尊重するといふことは、これは私もむしろ歓迎してゐるところであります。とをこの際申し上げておきたいと思ひます。地方も最初は太分いざがございしたやうでございしますが、最近ではその趣旨が相當徹底しかけてゐると思ひます。ただこれは實際の運用の問題でございします。団体にもい／＼／＼程度の差がございまして、そこに若干税務署におきまして、事情に應じまして交渉するといふ含みを残さざるを得ぬと思ひますが、そういう趣旨でございしますので、御了承願ひたいと思ひます。

なほ本年度の課税につきましていろいろ問題を起しております。これに對しまして昨日來い／＼／＼お話し上げまして御了解を得ることに努力いたしてゐる次第でございしますが、再審査につきましては、私も特に懇切丁寧を旨としてお答えするのみならず、誤謬がはつきりしてゐるものにつきましては、なるべく速やかにこれを処理するやうにしたいと思ひます。もちろん私もその方面におきましても、そういう趣旨の指導を今までもいたしてまいりましたが、今後一段とそういう趣旨でま

るようでありますが、問題になつておるところは、この申告制度の根本精神を生かしていく、どこまでも法の建前をもつていくというように、正直にやつた税務署におきましては問題が多いのであります。そうではなくして過去の徴税方法によりますように、個別の折衝をやつておる。つまり所得決定の内示をしたようなところは問題が少いのであります。私は思うのに、正直にやつた税務署が問題があつて、内示をやつて、そうしてやつたようなところが比較的問題が起きていないという点はこれは大蔵省としては相当考へべき点であると思ひます。私は現在内示は禁止されておるはずだというふう

つて、なぜ強硬になつておるかと思ひます。増加所得税の徴収にあたつて、まゝと税務署が負けてしまつたのであります。それは二月、一月ごろに、この増加所得税の滞納に關して差押えた。そうしてこれを解除する場合において、たとえば三十万円の増加所得税に對しこれを半額にし、あるいは三分の一に減らしたというやうな実例が、共產黨の關係者に多かつたのであります。かういふために、今回も滞納をするなり、あるいは強硬に談判するならば、必ずこれが負けしてしまふ。殊にはなほだしきは、今月の十二日に徳田球一君が、私のところの静岡縣浜名郡の新居町にまいりまして、そうして演説していわく、皆こそつて滞納をし、減税運動をするならば、單に減税するばかりでなくして、これは納税しなくてもすむやうな結果になるであらう。殊に共產黨が政権を握るならば、三箇年ぐらひは全國民の納税をなくしてしまふというやうな、非常なブ

にわれ／＼としましては、現在のこの課税が、まだ税務署としても確信がないといふことは、各税務署員が言う通りであります。そこで中にはかういふことを言う人があるものであります。異議を申し立てまして審査要求をし、それに負けた場合は大蔵大臣に訴願し、大蔵大臣に訴願してなお負けた場合には、裁判所に訴訟を起す。その場合には、裁判所で納税者が勝つた場合においては、この費用の負担はどうなるかといふやうな質問を突は受けた始末であります。かういふときには費用の負担はどうなるかといふことは費用の負担はどうかといふこともお聴かせ願ひたいと思ひます。以上三點に關する御答弁を願ひたいと思ひます。

心をつたしてありますことも御存じの通りでございます。私もどなたにしましては、そういう際においては、やはり税務官吏といふものは、税法に従つて税を納める者のお世話をするんだ。うまく納めなかつた場合には、法律上認められた必要な措置をとるといふのが税務官吏の本分であるから、その本分を忘れないようにしてもらひたい。そういう政黨の運動に對しましては、堂々と對抗して、正しい納税をしていただくように導くように努力してもらひたいといふことで、もつぱら努めております。もちろんこの税法の内容その他のにつきましても、納税者にもよく懇切丁寧に説明するとともに、不当に申しますか、税法で當然納むべき税金まで納めなくてもいいといふたやうな運動につきましても、全面的に排除するといふ考へ方でおるのでございます。が、かういふ問題につきましても、すでに今お示しの通り、國會議員の方々におきましても、大いに啓蒙宣傳運動を展開していただくことができません。私どもとしましては非常に仕合せだと考へておる次第でございます。

從つて、正しい行動をするといふ毅然たる態度をもつて望んでまいりたいといふことを、私どもとしてはくれぐれも申しておるやうな次第でございます。なお訴訟の場合の費用でございますが、訴訟を起しまして原告の勝訴になりました費用は、負けた方の負担になるといふことが通例であると存じます。が、なお細目の問題につきましては、別に調べてお答え申し上げたいと思ひます。

○川合委員 私には実は税務署長と全財の支部との間に立つて、いろいろできる限りの協力をしてまいつておるのであります。が、御承知の通り全財はいろいろの賜暇設備とかそういうことをやつておるのであります。その間においていろいろ承りますと、おれ／＼がこの前の國會で議決した特別手当とかそういうやうなものが、名古屋の財務局長から浜松税務署に、一人の特別危険手当が月に六十何円であるといふやうにして、天降りの金割當をしておる。実際に危険な業務に従事した場合が十數回あつたにかかわらず、一月平均六十何円といふやうな天降りの金割當があるといふこと。さらに残業をうんとやつておつた。中には注射をしてまでやつておるやうなものがあるにかかわらず、残業手当が、やはりわくによつて縛られるといふやうなことは、われわれとしては解しかねる問題であります。これなども大蔵省全体の、いろいろ予算の關係があつてのことでありまして、十五日、十九日と賜暇闘争をしたのであります。が、納税促進の見地から私たちがお願いいたしましたので、各自

の家庭において、納税者の更正決定の通知を発送することに努力してもらったのでありますから、そういう点をよくお考え願ひまして、比較的冷遇されておる税務職員に対する待遇の改善——でなくとも、少くとも他の官廳とは同一レベルのような待遇をされたいというのを希望すると同時に、今申しました特別危険手当あるいは残業手当を、わくをもつてやつておることを、主税局長は御存じかどうか、その点もお尋ねしたいのであります。

さらにまた先ほどお話ししました通り、松崎名古屋財務局長が管下の巡視をしたときに、浜松税務署において、君たちは残業をしておつたのかと言つて、残業をきわめて不思議がるようなことを漏らしたために、非常に印象を悪くしたというのを聞いておるのであります。そういうふうには上司として親心のないような言動をばくことにやつて、すこぶる憂慮すべき事態を招いたようなことに關しましては、とくと本省において御考慮あらんことを併せて申し述べておきます。

○平田政府委員 税務の運用につきまして、非常な御配慮を願つておるようになつて、誠に厚く感謝いたします。税務の特別手当と超過勤務手当は、法律に従ひまして政府の義務として拂うべきものでございまして、私どもとしましては、いさぐさも拂うべき事実がありません。また、その事実に対しては必ず、なるべく早く支拂うという方針でやつておることを、この際につぎり申し上げておきたいと思ひます。ただいづれも本年度に新しく設けられた制度でありますから、予算が組まれて現実にそれが配付されて、

実績を調べて現実に支給するというプロセスにおいて相当遅れまして、その間私どもの予期したような成果が上つていないというところにつきましては、私も残念に思つておる次第でございます。今後におきましてはなるべく早く、予算なりその他の措置をしていただきまして、法律の定むるところに従つて、適正に支拂ひたいと考えておる次第でございます。実際のところ超過勤務手当につきましては、政府が送り出したことやその他の関係がありまして、追加予算等が相当遅れましたので、財源のやりくり非常に困難を感じたのでございまして、私どもとしては、税務の今非常に忙しい実情に鑑みまして、法律で認められるべき限りの措置を講じまして善処いたしたいつもりでございますが、いろいろな關係から遅れておるというところは御指摘の通りであります。この点につきましては、將來はなるべく早く適切に支拂うように、全力を盡して措置いたしたいと考えておる次第でございます。

○早稲田委員長 なお質疑の御通告が五君あります。この場合休憩いたしまして、午後一時半より再開いたしたいと存じますが、御異議はありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○早稲田委員長 さようはからいます。暫時休憩いたします。

午後零時三十一分休憩
午後二時三十二分再開
○早稲田委員長 休憩前に引き続き會議を開きます。

質疑を続行いたします。河井君。
○河井委員 主税局長にお尋ねいたしますが、今度の更正決定につきましては、昨日塚田委員も言われましたように、非常にためらめであるという感じがいたしました。納税義務者はどういふわけでそういう決定があつたのか、自分で判断に苦しんでおる状態でありまして、あるいは商賣人はやみ所得を對象とされておるのではないかと考へられるのであります。それから農民に対しては、先ほど川合彰武委員も言われましたように、外形標準式によつて一應客観的に標準がとれるのであります。都市における中小工業者、あるいは自由職業者に対しては、その所得の場所において十分調べられないで、その生活しておる住所において、毎月いくら使つておるかといふことを標準として課税されておるような実情があるものであります。具体的に言いますと、つきりしますので一例を申しますと、大阪市に事務所をもつておる自由職業者が、今度非常な税金を課せられた。非常に意外に思つて、どういふわけでそんな税金がかつたのだらうというのを自分みずから考へてみますと、何でも二十日ほど前に税務吏員が、これは大阪の郊外に住んでおりますが、そこへやつてきた。だれもいさぐさ、ちやうど娘がおつたので、その娘に税務官吏がお家では月々どれくらい生活にお使いになるだらうかと聞いた。たいてい一万二、三千円です。う。そうするとそれで十六万円ばかりの税金がかつてきた。奥に驚いてゐる。これは一例であります。こういうふうにその一万二、三千円の収入も、あるいは衣類を賣つたり、あるいは

は道具を賣つたりして、今日インフレ下に非常に苦しい生活をしておる。そこへもつてきてその全部の消費額に対して、十五、六万の課税の決定があつた。非常に驚いておるのであります。が、私お尋ねしたいのは、こういうふうな税金を課するに於いて客観的な標準によらずに、あるいは税務官吏の單なる見込みでやられるというふうなことになる見込みです。これは法律で税法をいかにきめましたところが、税率をきめたところの根本の標準が、そういう主観的なことでやられたのでは何にもならないわけでありまして、殊にこの民主政治はすべてが合理的で、客観的で、帰納的でなければならぬと考へますが、こういうような申告制度をとられて、大体うそを言うから、このくらいしかたならば、そのうち異議の申立てがあつて、いい加減に妥協すればいいという考へでやられておるのではないかと考へます。それでお尋ねしたいことは、こういうふうに消費を標準にされるということがあり得るのか、またこれは皮肉なお尋ねになるかもしれないが、着物を賣つたり道具を賣つたり、いわゆるたけのこ生活をしておる者を、一時所得とでも考へになつておるのか、そういう点でお尋ねしたい。客観的な標準をとつてもらいたい。

税の理想としてはこれからはだん／＼むすかしくなるので、たとえば都市において銀座の通りで間口何間、奥行何間の店をもつて、こういう商賣をしておる者には当然これくらい税金がかかる。西銀座でこういうササビ屋であるならばどれくらいとか、先ほども主税局長は、いすがどれくらいあれば税金がどれくらいかというように、散髪屋について、いすについて標準でやつておると言われましたが、そういう客観主義を徹底的にやつてもらいたい。こういう家に住んでこういう商賣をするならば、およそどのくらい税金がかかるというところが、あらかじめ本人にわかるようにしていただきたい。それでなければ税金といふのはたくさんかけられれば苛政請求になる。立憲政治の根本であるところの税は法律によつて客観的にとらなければならぬという根本が覆えられると思ふのであります。その点についてまづお尋ねしたいと思ひます。

○平田政府委員 營業所得の調査決定の問題に關するお尋ねかと思ひますが、御承知の通り營業所得を的確に調べて決定するということは、なかなかむずかしいこととございまして、第一線の税務官廳においても、これには一生懸命やつておりますが、最も困難を感じておるところであります。一定の業態の者については先ほども委員の方のお尋ねがありましたように、あるいは私からもお答えいたしましたように、ある簡單な一つの標準をとりまして、それを間接に推定するということが、大体その業態の營業所得を、完全ではありませんが、ほぼ正確に捕提し得るような業態もあるものでございまして、そういう業態ばかりではございませんし、なか／＼調査の実際になりましてはむすかしとらざるでございまして、ただ少し時間がございまして、実は賣上金額については少くとも調べ比較的容易でございますから、賣上げを調べまして、それに対して御承知の通り一定の純益率と申しますか、収益率と申しますか、これもある若干の

うに、散髪屋について、いすについて標準でやつておると言われましたが、そういう客観主義を徹底的にやつてもらいたい。こういう家に住んでこういう商賣をするならば、およそどのくらい税金がかかるというところが、あらかじめ本人にわかるようにしていただきたい。それでなければ税金といふのはたくさんかけられれば苛政請求になる。立憲政治の根本であるところの税は法律によつて客観的にとらなければならぬという根本が覆えられると思ふのであります。その点についてまづお尋ねしたいと思ひます。

○平田政府委員 營業所得の調査決定の問題に關するお尋ねかと思ひますが、御承知の通り營業所得を的確に調べて決定するということは、なかなかむずかしいこととございまして、第一線の税務官廳においても、これには一生懸命やつておりますが、最も困難を感じておるところであります。一定の業態の者については先ほども委員の方のお尋ねがありましたように、あるいは私からもお答えいたしましたように、ある簡單な一つの標準をとりまして、それを間接に推定するということが、大体その業態の營業所得を、完全ではありませんが、ほぼ正確に捕提し得るような業態もあるものでございまして、そういう業態ばかりではございませんし、なか／＼調査の実際になりましてはむすかしとらざるでございまして、ただ少し時間がございまして、実は賣上金額については少くとも調べ比較的容易でございますから、賣上げを調べまして、それに対して御承知の通り一定の純益率と申しますか、収益率と申しますか、これもある若干の

うに、散髪屋について、いすについて標準でやつておると言われましたが、そういう客観主義を徹底的にやつてもらいたい。こういう家に住んでこういう商賣をするならば、およそどのくらい税金がかかるというところが、あらかじめ本人にわかるようにしていただきたい。それでなければ税金といふのはたくさんかけられれば苛政請求になる。立憲政治の根本であるところの税は法律によつて客観的にとらなければならぬという根本が覆えられると思ふのであります。その点についてまづお尋ねしたいと思ひます。

○平田政府委員 營業所得の調査決定の問題に關するお尋ねかと思ひますが、御承知の通り營業所得を的確に調べて決定するということは、なかなかむずかしいこととございまして、第一線の税務官廳においても、これには一生懸命やつておりますが、最も困難を感じておるところであります。一定の業態の者については先ほども委員の方のお尋ねがありましたように、あるいは私からもお答えいたしましたように、ある簡單な一つの標準をとりまして、それを間接に推定するということが、大体その業態の營業所得を、完全ではありませんが、ほぼ正確に捕提し得るような業態もあるものでございまして、そういう業態ばかりではございませんし、なか／＼調査の実際になりましてはむすかしとらざるでございまして、ただ少し時間がございまして、実は賣上金額については少くとも調べ比較的容易でございますから、賣上げを調べまして、それに対して御承知の通り一定の純益率と申しますか、収益率と申しますか、これもある若干の

うに、散髪屋について、いすについて標準でやつておると言われましたが、そういう客観主義を徹底的にやつてもらいたい。こういう家に住んでこういう商賣をするならば、およそどのくらい税金がかかるというところが、あらかじめ本人にわかるようにしていただきたい。それでなければ税金といふのはたくさんかけられれば苛政請求になる。立憲政治の根本であるところの税は法律によつて客観的にとらなければならぬという根本が覆えられると思ふのであります。その点についてまづお尋ねしたいと思ひます。

業者について調べたものをもとにして、買上げの何パーセントという標準率というものをとりまして、それによりまして所得額を出す、こういうような方法も実はとっておるのでございます。そうしてできるだけ正確な調査を遂げまして決定するというのが本筋でございます。帳簿等がございませうば、もちろんその帳簿によりまして所得額を計算する。但し正しい帳簿でない、記載が詳しい場合でない、なかなかそのままだというわけにはまいりませんが、そういう方法によつて調べ決定する。こういうことに相なるかと思ひますが、非常にむずかしいところがあります。その際、御指摘の通り、生活費を標準にしておるかというお話でございますが、その生活費も一つの基準になることは、これはどうも否認はできない。ただ所得税はあくまでも所得に對して課税するので、消費費に對して課税する趣旨では全然ありませんが、生計費等にどれくらいの支出を費しておるか、一つの参考にして支出額を算定するという場合もあると思ひます。その際におきましては、お話のように財産を処分して生計費に充てておるといった場合においては、もちろんそういう要素は排除して、所得額を推定しなければならぬといふことは、当然のことと考へる次第であります。ある國の立法例は、むしろ場合によりましては、消費費を所得とみなして課税し得るような規定を設けておる國もあるようでありませう、そういうことはいたしておりましたが、わが國といたしましては、あくまでも正確に所得額を調査して、それに

よつて課税する。これを本旨とすることを考へておる次第でございます。資産の処分益につきましては、不動産等のはんとうに資産的なものにつきまして、従来は一時的に課税していたのでありますが、本年度からはさらに所得税法が去年変更しまして、一切の所得に課税されるように相なつております。ただ一切の所得と申しまして、現在の國民所得の実情から申しまして、書面審査みたような、何らかの意味におきまして資産的な価値のあるものを処分して、それが原價よりも高く賣れたというようなものによつてはやはり課税の対象とすべきだと思ひますが、普通の人が普通に自分の消費に充てたために、持つておる衣類等を賣却して、それによつて臨時の収入があつたというものについては、課税上特別に考慮するといふようにいたしております。苛政にわたらないように、十分注意をするようにいたしております。話はさかのぼりますが、要するに所得税は營業の場合でも、あくまでも所得に對して課税するものでございませう。その他いろいろの標準その他がきまつておりますのは、それを推定するための單に一つの物さしにすぎない。そういう趣旨でございませうから、間違ひ等がございませうば、その趣旨に應じて是正していくべきものと考へておる次第でございます。

○河井委員 もう二点ばかりお尋ねいたしたい。これも都市における中小企業者が非常に困つておるのですが、税金がかかつてきた。それを最後に決定して、四期にわけて納めることは非常に苦しい。現実に税金がかかつて拂う時分には金がないといふことで、結局

金がないといふ言われぬから、決定が不当であるといふ異議の申立をするようになる。これを毎月納めるといふような、従前にありました納税組合というようなものを民主的にこしらへて、毎月の税金の振込に充当する。それを納めておくといふような機構を、政府ではつくられるようなお考えはありませうでしょうか。

○平田政府委員 現在の税法では、御承知の通り所得税は四期にわけて納めることになっております。ところで本年度は最初の申告が非常に低かつたために、實際問題としてはほとんど全部分の納税者が、税金の七、八割を年度末に一逼に納めていただかなければならぬ。こういう次第になりまして、そこに非常に無理を來しておるということも、私ども一應承知いたしておるのではありませんが、一面財政の運用をはか

よつて課税する。これを本旨とすることを考へておる次第でございます。資産の処分益につきましては、不動産等のはんとうに資産的なものにつきまして、従来は一時的に課税していたのでありますが、本年度からはさらに所得税法が去年変更しまして、一切の所得に課税されるように相なつております。ただ一切の所得と申しまして、現在の國民所得の実情から申しまして、書面審査みたような、何らかの意味におきまして資産的な価値のあるものを処分して、それが原價よりも高く賣れたというようなものによつてはやはり課税の対象とすべきだと思ひますが、普通の人が普通に自分の消費に充てたために、持つておる衣類等を賣却して、それによつて臨時の収入があつたというものについては、課税上特別に考慮するといふようにいたしております。苛政にわたらないように、十分注意をするようにいたしております。話はさかのぼりますが、要するに所得税は營業の場合でも、あくまでも所得に對して課税するものでございませう。その他いろいろの標準その他がきまつておりますのは、それを推定するための單に一つの物さしにすぎない。そういう趣旨でございませうから、間違ひ等がございませうば、その趣旨に應じて是正していくべきものと考へておる次第でございます。

○河井委員 もう二点ばかりお尋ねいたしたい。これも都市における中小企業者が非常に困つておるのですが、税金がかかつてきた。それを最後に決定して、四期にわけて納めることは非常に苦しい。現実に税金がかかつて拂う時分には金がないといふことで、結局

金がないといふ言われぬから、決定が不当であるといふ異議の申立をするようになる。これを毎月納めるといふような、従前にありました納税組合というようなものを民主的にこしらへて、毎月の税金の振込に充当する。それを納めておくといふような機構を、政府ではつくられるようなお考えはありませうでしょうか。

○平田政府委員 現在の税法では、御承知の通り所得税は四期にわけて納めることになっております。ところで本年度は最初の申告が非常に低かつたために、實際問題としてはほとんど全部分の納税者が、税金の七、八割を年度末に一逼に納めていただかなければならぬ。こういう次第になりまして、そこに非常に無理を來しておるということも、私ども一應承知いたしておるのではありませんが、一面財政の運用をはか

○河井委員 今度の更正決定につきまして、いろいろとくさんな異議の申立があらわれました。従前はこういうものには行政裁判所で処理されておつたのですが、今度は普通裁判所でやるようになります。この中で、強制執行などで訴訟で争うことができないといふようなことになりましたので、實際におきましてそういう事業が相当に出ておるのではありませんが、かつて小作争議が全国的に起きた昭和四、五年ごろの不景氣のときに、家賃や地代を拂うことができないので、借家争議といふものが全国的に起つたことがある。私は今日こういうふうな状態でございますと、税金は高い、拂うことはできない。そういうような、納税訴訟時代が起きやしないかと思ふのです。こういうことに

對しまして大藏當局としては何らかのお考えがあらうか。それらの予防に對して、あるいはそれらの処置に對して、どうお考えですか。

○平田政府委員 納税者との間に所得の決定等につきまして、相当紛議が多くなるだらうといふことは、私どもも予想いたしておるのではありませんが、それにつきましては異議の申立、ないし審査の請求に當りまして、官廳側としましては、できるだけ正確な資料を調査いたしまして、それに基いて、直すべきは直すといふ方向で第一次の問題を片づけていつたらどうであらうか、それで片づかない例も今後あらうかと思ひますが、そういうものにつきましては、それ／＼その機關におきまして、なるべく早くその処理をはかつてもらふように、それ／＼努めまして、いた／＼に訴訟に問題を引き延ばして、納税が遅れるといふようなことがないように盡さなければならぬと考へるのではありません。大体の問題は大部分は審査請求に對する処理で片づくのではありませんが、法律問題あるいは事實認定につきましても、相当錯綜した大口の納税者等になりますと、これはなかなか片づかない場合があるかと思ひますが、大部分のものにつきましては、私どもも一般的にそうお説のようになつておるとは、今日の段階においては考へていないのであります。なおそういうような事態になるかならないか、よく情勢を見ておまして、できるだけの努力はいたしたいと思つております。

○早稲田委員 河井委員。○河井委員 私は再審査の期限の問題で御質問を申し上げたいのです。先ほ

○河井委員 今度の更正決定につきまして、いろいろとくさんな異議の申立があらわれました。従前はこういうものには行政裁判所で処理されておつたのですが、今度は普通裁判所でやるようになります。この中で、強制執行などで訴訟で争うことができないといふようなことになりましたので、實際におきましてそういう事業が相当に出ておるのではありませんが、かつて小作争議が全国的に起きた昭和四、五年ごろの不景氣のときに、家賃や地代を拂うことができないので、借家争議といふものが全国的に起つたことがある。私は今日こういうふうな状態でございますと、税金は高い、拂うことはできない。そういうような、納税訴訟時代が起きやしないかと思ふのです。こういうことに

○早稲田委員 河井委員。○河井委員 私は再審査の期限の問題で御質問を申し上げたいのです。先ほ

どの御説明で大体了承はいたしました。最近の情勢によりますと、再審査の申告に行つたところが、税務署の窓口にはたれもおられない。いわゆるストによつて出勤しておられない。そのために手続はできない。こういう情報はいつておるのであります。これは先ほどの御説明によつて、ある期間をお考えになつておられるようですが、今後においても、そういうことによつて再審査の申告がでなかつた場合に、当局としていかなる処置をお考えになつておられるか、これをひとつ御説明願ひたいと思います。

さらに、これは関係の方がお出でかどうか存じませんが、食糧還元米の格差金の問題ですが、農家諸君が非常な熱意をもつて、百パーセント完遂したという事は御承知の通りです。この裏面には非常に農民諸君が犠牲を拂つておられる。さらに考えられますことは、原則として保有米は残すことになつておるのですが、百パーセント供出によつて、その原則的な保有米も供出してしまつた。従つてこれらの農家は今後配給米によつて生命をつないでおるのですが、そこに当然起る問題は、供出価格と配給価格の格差の問題です。この格差金に対しては、前内閣の当時、波多野農相は、公団の手数料として計算される一俵につき四十九円八十八銭は、とらないという事を言われ、さらに残余の七十三円四十七銭に対しては、農林省として大蔵当局に對して予算化して、これをとらない方法を講ずるといふことが言明されておつたのですが、大蔵当局としては、この七十三円四十七銭の格差金を予算に計上されておるか、されたとするならば、いつの時期に、農民諸君に、どういふ形で支給されるか、その点をひとつ御説明願ひたいと思います。

○平田政府委員 今御指摘の税務署の窓口の職員が休んだために、納税者に非常に御迷惑をおかけしておることにつきまして、私もどうもおわびするよりほかないので、遺憾に思つておるような次第でございます。諸般の情勢上かようなことに相なりましたことにつきましてはただ「おわびするよりほかないのでございますが、今後におきましては、そういうことがないようになつておられるか、これをひとつ御説明願ひたい」と考えております。できるだけ私どももいたしまして、あらゆる対策を考えまして、そういうような事態が発生しないようにすべしものであるかと考えておる次第でございます。今回のことにつきましては一般的にいろいろ問題等もございますので、審査請求については、特に運用上できるだけの配慮を加えまして、摩擦を少くするように努めることにつきましては、前々申し上げる通りでございます。

なお米の供出は関連しますいろいろ奨励金の問題だと思ひますが、この奨励金につきましては、いろいろ関係方面、農林省方面の希望もありまして、研究をいたしてはみたのでございますが、課税から全然除外するということにつきましては、どうもやはり私どもとして困難があるのじやないかと思ひます。(「そんなことは聴いていない。消費者価格と配給者価格の価格差の問題です」と呼ぶ者あり)還元配給を受ける場合の価格差の問題だろうと思ひます。この問題につきましても、突いて、研究してみたいのですが、課

税上の問題を処置することはちよつと不可能じやなからうかと思ひます。従ひまして今お話のように暫定段をどうするか、これを問題として研究して、もう一つのことでは意見が申し上げておいたのでありますが、その結果がどう相なりしたか、私は本日ここで責任ある御回答をちよつといたしかねますから、関係の筋から、適当な機会にお答えを願ひたいと思ひます。

○河川委員 この価格差の問題に対しては御答弁は得られませんでしたから、近いうちに関係係官に御出席を願つて、明快なる答弁をいただきたいと思ひます。

○早稲田委員 大上委員。

○大上委員 前会から引続き各委員からそれ／＼質問が出ておりますので、あるいは重複するかも知れませんが、二、三お尋ねたいと思ひます。まず第一に今回提案されましたところの、昭和二十三年の所得税の四月予定申告書の提出及び第一期の納期の特別に関する法律案の提案理由で、所得税法の改正案を検討中であると説明されております。これは先賢諸君がお尋ねになつたと思ひますが、どういふ点を改正するのか、すなわちこれをどういふ関連性があるのかというところが、なおそれをお聴きした上で逐次説きたいと思ひます。

○平田政府委員 先日提案理由の説明にも申しましたように、最近の實際の賃金、物價の状況、あるいは現在すでに進行しておりますいろいろ「課税、納税の実際等に照らしまして、現在の所得税法は負担が少し過重に過ぎるのじやなからうか」といふことを考えまして、基礎控除、扶養控除につきまし

て、相当程度引上げるような案を研究中でございます。なお税率につきましても昨日もちよつと申し上げましたように、それ／＼少し「何と申しますか、上の方に税率をすらすらして、各所得階級ごとに相當な軽減をはかる」といふような趣旨の改正をいたすべく、目下具体案を作成中でございます。そう相なりますと、申告していただくかなくてはならぬ範囲とか、あるいは納税額というものは非常に変わりますので、四月の申告は一應一月延ばしまして、五月に申告していただく、新しい税法に基いて納税していただくという方が、納税者にとつても便利でございまして、役所側におきましても手数でございますので、そういう趣旨で本法律案を提出して、御協賛を得たいと考えておる次第でございます。

○大上委員 往々にしてこの租税関係についての改廃、あるいは新設というやうなことをよく聞き、なおかつても賣上税云々という問題が新聞に取上げられておりましたが、これについても特にこの税制問題は、國民大衆の生活に直接影響するといふ点から、大体今の局長の御意見でわかりました。が、ではその改廃あるいは改正といふものを、いつごろお出しになる予定ですか。往々にして旧來の立法あるいは税法の動きを見ておきますと、やや立案倒れになつて、實際運行あるいは運営に至らないといふように聞いており、あるいは事實を確認しておるわけですが、單なる机上のプランばかりで、立案に終つてしまつて、これを實施に移すといふことが非常に縁遠いように私は思つております。これがいつごろ出るのか、ちよつとその点を承り

たいと思ひます。

○平田政府委員 今案につきましてはいろいろ案を研究中でございますが、大体最終的にきめ得る段階になりますのは、一方におきまして物價改訂の問題がございまして、これに對しておよその見解が具体的にいつのことか必要でございますし、他方におきましては歳出額がおよそどの程度になるであらうか、そういうつたような点がございまして、税法としても具体的には組みがたいといふ点がございまして、その他若干各方面との折衝その他の問題もございまして、私もどうもはなはだ早くとも思ひます。私どもとしては必ずお出しするといふことまで申し上げるわけにはまいらぬといふことを、御了承願ひたいと思ひます。なるべく早くいたしまして、この申告期限をもう一月延ばすやうなことがないようには、私どもの方としてはぜひ勉強して進めてまいりたいといふふうに考えておる次第でございます。

○大上委員 もう一点お尋ねいたします。ただいまの主税局長の御説明でよくわかりました。そうすれば、税法というものは大体物價改訂、あるいは歳出の面からならみ合はれてみて云々というお話であります。が、實際の所得税は國民所得から割出したものを國家に納める、これが税法の骨子であらうと思ひます。ところがただいまの御説明では、私はいわれる國家の歳出いかんによつて、税法の適用あるいは税率の引上げをする、それとならみ合はれて税法をつくつていくといふように聴かされたのですが、その点いかがですか。

○平田政府委員

お説のように、一方におきましては、これは当然のことだと思つて省略したのでございますが、國民の實際の負担力、これが税を立案する場合の最大の物さしになることはお説の通りでございます。國民所得の状況等につきまして、よく推移を見まして、この際として適當な負担額ほどの程度であるべきかといつたようなことにつきまして、各般の見地からよく検討してきめるべきものであるというところは、お説の通りだろふと思ひます。ただその際におきましては、賃金、物價の状況が變つてきますと、いわゆる國民所得自体も名目的に變つてくる。予算的にも動いてくるという事情がございまして、あまりこまかい細目はきまらなくてもよろしいかと思ひますが、大体の大まかの見当がつかまないと、最終的にきめがたいという事情もあることを、併せて御了解おき願ひたいと考える次第でございます。そういう意味合いにおきまして先ほど申し上げたような次第でありまして、なるべく早くつくつて、幾分早く御協賛を経まして、実施に移したいというところは先ほどから申し上げておる通りでございます。

○大上委員 では問題をもう一つかえてお尋ねいたします。これは實際問題から伺ひたいのですが、各税務署、いわゆる税務執行機関と申しますか、税務署員の現在の調査能力に対する低下という問題は、前にも先輩委員からお尋ねがありましたから、これは省略いたします。ところが昨年でしたか、われわれが税務官吏の特別待遇法案というものを審査いたしました場合に、實際の現状を見ておりますと、各会社あ

るいは事務所におきましては、事務用品は全部会社の負担であり、会社の庶務から出ておりますが、現在私どもがおります関係から、大阪管下あたりを見ておきますと、いわゆる事務用品、すなわち印刷以外は全部自弁になつております。これについて全財あたりが非常に苦痛を考へて、あるいはいろいろのな点から是正しておりますが、これについて主税局あたりが、どういふうな点からこれを補給してやるかという点の一つ。なお各税務署長の権限におきまして、非常に調査能力がよいとか、あるいは善良なる官吏という認定のもとに、特別賞與という点から、年額五百円とかを支給しております。これは私から見れば、税務行政面から見た場合に、あまりに安過ぎはしないか。もう少し主税局あたりの経費を切りつめて、税務署長あたりが、せめて年額二千円くらいの機密処理費用といふものをやるようにする必要があるのでないか。なおかつ局長の街頭録音だと思ひますが、それを聞いたときに、現在の税務署員の中に約十分の一が、相当立派な者が残つておるから、これを活用したいという御意見のようによい聞いておりましたが、實際の運用面から見まして、二十五歳あるいは二十歳というやうな、近々はいられ

る。この旅費はどういう計算のもとに支給なさつておりますか。實際私ども見ておきますと、彼らは旅費を請求いたしますが、安過ぎて引合ね。従つて實地調査に行かぬ。それで納税者を喚び出して頭からが／＼怒る。こういうことは實際財務局長あるいは署長あたりは感じておつても、かんじんの主税局あたりが十分その点認識しておらぬから、まあそのまゝといううな点をよく見受けられますが、この点についてどの程度まで主税局長として、あるいは大蔵省として考へておられるか。この点をお尋ねしたいと思ひます。

なお一つ附け加えます。現在の租税運行上、財務局の設置数が少な過ぎはせぬか。なぜならば、こういうやうな混乱時において、各地方の税務署が財務局へあらゆる点で打合せに行く場合に、實際の日数は、交通難のために相当数の日数がかかるために、その仕事ができない。もう少しこれを分割する必要がありますか。どうかと考へております。

○平田政府委員 徴税費その他税務の施設の問題につきまして、非常に御有益な御意見を承りましたことに對しまして、感謝の意を表したいと思ひます。実は最近までと申しますか、從來税務官廳の経費につきましては、私も納税者等のことを考へまして、低いというやうなことを大蔵省としても多年考へてきたやうな点もございまして、今の段階に至りますと、どうもその度を過ぎて、非常に能率にまで影響し、それがひいては納税者にも、かえつて非常に迷惑をかけておるといふやうな段階にまで達しておるのではな

らうかといふふうに考へますので、今後におきましては、今御指摘の各般の事柄につきまして、できるだけの努力をいたしまして、改善をはかつていくようにいたしたいと考へ、予算等につきましても、できるだけの計上をいたすべく、目下努力中でございます。また、議會方面におきましても、十分御理解を願ひまして、そういう点につきまして改善し得るようになしていただきましますならば、私どもとしまして非常に仕合せに考へる次第でございます。財務局の数等につきましては、實際のところ東京財務局や大阪財務局は、管内に相当多数の税務署を擁しております。指導に非常に骨折りをまして、手もまわらないという筋が、いろ／＼の場合はたくさん現れておるやうであります。従ひまして、こういう問題につきましても、予算の御承認を得ますれば、私どもも適當な数を増加いたしました。税務署の指導に遺憾なきを期するやうにしたいと思ひます。

○早稲田委員長 ちよつとお語りをいたします。実は昨日以來北二郎君から、委員長に対して委員外の発言を求めてまいつておられます。そしてつづきのうからお待ちを願つておりますので、この場合委員長において許可したいと存じますが、御異議ありませんか。

○北二郎君 委員外の私に特別発言をお許しくださいましたことを厚く御礼申し上げます。私はおもに農業所得についてお尋ねしたいと思ひます。納税額の申告制度というものは、日本

ではだれでも不慣れた新制度であります。従つてこれが運営を円滑ならしめるには、各税務署はもつと親切丁寧の指示し、懇談すべきであると思ひます。しかし地方をまわつてみれば、納税者が申告した所得額を、一方的に虚偽の申告なりを断じ、何ら納税のいくやうな根拠も示さずに、強断的に巨額な課税決定額を算出して納税者に押しつけ、異議があつたら申し立てよ、但し通知しただけの税は納めよ、異議の申立てが通つたときは、超過分の税金は返してやるなどというがございまして、まづ私には不親切であると思ふのであります。こんなことなら申告制度なんかやめてしまつた方がよいと私は思つておるのですが、この國民の不平の声に對して、大蔵當局は國民の納得するやうな説明を、陳謝する義務があると信するが、大蔵當局の所感はいか。

○平田政府委員 今御指摘の問題につきましては、昨日以來財政金融委員會の委員の各位から非常に御熱心なお尋ねがございまして、いろ／＼実情をお話して御了解を得つた次第でございます。御指摘の通り昨年から始めました申告納税の成績が、実は御存じのやうに非常に悪かつたのでございます。これは納税者側といたしましては最初のことでございまして、役所側としても宣傳その他不十分な点がありました結果だと思ひます。その結果非常に成績が悪くて、昨日も申し上げたのですが、申告納税額の予算で見込んでおる額が、約四百九十二億であるのに対して、昨年十二月末に納めたのが六十億、実に一割何分しか納まらな

九

いうような事態に追いこまれたのでございませう。本年度におきましては、一月末の確定申告につきましては、昨年より一層宣傳等をいたしまして大分努めました結果、所によりましては農業所得についても完全に了解が付きまして、一月の確定申告の際にすでに完納していただいているところが、全国にも相当多数ございます。ただし、なか／＼全国的に全部そういうわけにはまいりませんで、実際問題といたしましては、確定申告が過ぎた後に、役所で調べておりました所得額に基きまして、更正決定をいたしましたような次第でございます。これについては御指摘の点もございませうが、大体のところにおきましては、各税務署ごとに地区別に、反当り畑ならいくら、田ならいくら、畑でもどういふ種類のものならばいくらというふうな一つの標準を調べまして、それをもとにして各農業者の耕作反別等に乘じて所得額を出して、それをお知らせしたというのが大体の全国のやり方でございます。その際に基準のつくり方その他について、いろいろ御意見が出ておられるということも、私もよく承知いたしておるのでございますが、その基準のつくり方を、具体的に各納税者にあてはめる場合のあてはめ方が、よかつたか悪かつたか、いろいろ問題が起つておられることは御指摘の通りであります。これにつきましても、私も私としてあとの審査の請求、異議の申立て等で、なるべく早く正確なところを調べて、それに基いて納税をしていただくように、目下懸命の促進をやらせておるような次第でございます。全国的に見ますと、私どもの方で考えておるところによる

と、そう一般的に全部過重だとは考えていないのでございませうが、地方により、所によりましては、納税の見積り価格等が適正を得ないで、大分迷惑をかけておる節が相当多いことも卒直に認めておる次第でございます。しかし、そういうものにつきましてはなるべく早く処理を了しまして、円滑に納税をはかつていくように、目下努めつつあります。今後におきましてもそういう方向に向つて全力をあげたいと考えておるわけでございませう。

○北二郎君　そこで私は伺ひたいのでありますが、一体租税法の基準に従つてやられるのか、それともそうでない、独断的にやられるのか、その点を聴きたいと思つておられます。

○平田政府委員　これはたび／＼申し上げておるのでありますが、われ／＼は税法の規定に従つて所得を計算し、それに従つて納税せしめていくべきである。何ら一点の疑ひはありません。これは鉄則であります。

○北二郎君　しからば今やられておる方法は――私は特に農村関係ばかりを申し上げますが、農民が申告したのとまつたに異なり、いわゆるやみ価格というもので見積つたところの納税法を独断的に押しつけておられます。農民の申告なるものを全然聽かないでやつておられますが、この点大蔵当局はどう感ずるか。

○平田政府委員　正しい申告が出て納税していただきますれば完結するわけでありませうが、申告が税務署の調査したところと異なる場合において、更正決定ができることになつておりますが、全国の申告状況があまりにも差

がはなはだしいものでございませうから、前々から調べていたのであります。が、やむを得ず短期間にその調べに基いて、申告後に更正決定をいたしました。納税の促進をはかつておるような次第でございます。

○北二郎君　よくわかりましたが、今行われておる方法といたしましては、その差があまりにも大きいと思つておられます。そこで私も数字も持つておられますが、各縣、各村大体同じような地味、所得であつても、そのかけ人によつて千円も二千元も違う場合がある。全国的に調べてみますと、非常にこのばらばらと思つておられますが、これをお認めになるかどうか、お伺ひいたします。

○平田政府委員　先ほども申し上げましたように、前々から調べていたのであります。が、相当短かい期間に一斉に調査をいたしました決定したような実情もございませうので、全国全部正しい課税になつておるとは私ども考えません。所によつては相当調整を要すべきものがあると思ひます。そういうもので、それ／＼各地の実情に應じまして、地方的に解決していただくようにいたすよりほかないかと考えておる次第であります。なお先ほどから申し上げておりますように、そういう点については税務署、財務局等におきましてよく納税者の話を聴いて、懇切丁寧に処理するようにするということを戒告しておりますことを御了承願ひます。

○北二郎君　そこで当局は各地、各縣、各村において、でこばこがあるというところは、完全にお認めになつたと

私は思ひます。ところが期日が非常に切迫しておりますので、これは公平にやろうと思つても、今この期日では私にはやれないと思ひます。そこでこの申告期日、納税期日をいま一箇月ほど延ばしていただきたいと思つておる次第であります。が、当局のお考えいかん。

○平田政府委員　今の問題につきましては大分御意見がございまして、お答えしたのでありますが、先ほどから申し上げましたように、とにかく申告納税の成績が非常に悪い。このまま推移しますれば、本年度の租税収入に、相当大きな破綻を生ずるおそれがあるというところを、私も非常に憂えておるのでございまして、二月以降のお四百億の租税収入を確保しなければ、本年度の見込みに達しないという実情に相なつております。そういう際でございますし、またこの納税状況では、今後日本インフレーションがどういふふう

に發展していくかという一つのキー・ポイントになつておるようなこともございませうので、一般的に納税等を延ばすといふことにつきましては、どうもそこまでのいはずかしいというところをお答えしているような次第でございます。ただこの審査の請求につきましては、できるだけ懇切丁寧に扱つて、できる限り取り扱ひをいたし、紛争を少なからしめるように努力いたしたいと考えております。

○北二郎君　それはわかりましたが、そうすれば今の御答弁によると、やはり独断的なことを続行していこうというお考えか、それを伺ひたいと思ひます。

○平田政府委員　先ほどから申し上げ

ましたように、独断的と言われますが、税法に従つて更正決定をやつておるわけでありまして、ただ調査が正しかつたか、正しくなかつたかにつきましても、お互いに見解の差がある場合がある。これにつきましては、先ほどから申し上げておりますように、役所側としてもできるだけ早く調べて、異議の申立てある者については、適正に引直すといふことにつきましては、やぶさかでないのであります。先ほどからまた／＼申し上げておりますように、この際一般的に納税等を延ばして処理するといふわけにはまいらないというところを、御了解願ひたいと思ひます。

○北二郎君　結局結論的には独断的といふことになるのでありますが、私は独断的なことと、民主主義とは非常に縁が遠いと思ひます。あなた方は民主主義ではなく、独断的にいかれる。いわゆるボツダム宣言に逆行していかれるつもりなのか、この点をお伺ひいたしたいと思ひます。

○早稲田委員長　ちよつと北君に御相談申し上げますが、実はそういう点につきまして、昨日各委員の方から相当御質問があつたわけでございませう。それでそれ／＼お答えもあつたわけで、大体了承したわけでありませうが、それに基づいて大上君からの動議が出て、全委員の名によつて決議案を提出しようという話もあつたわけでございませうから、御了承いただきたいと思ひます。

○北二郎君　それでは最後にもう一点だけお伺ひいたしたいと思ひます。更正決定は、われ／＼農民としては非常に承服しがたいと思ひます。そこで納

ただいま朗読したような文案をもちまして、本委員会の全員の名によつて提案いたしたく存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○早稲田委員長 御異議がないようでございますので、さよう取計らいます。

○中崎委員 本案の取扱ひにつきましては、これを運営委員会にお任せするといふように御決定願いたいと思ひます。

○塚田委員 ただいま中崎委員からの御希望のように、実はこれと同趣旨の決議案が、聞きますと四つ出ておるといふのであります。野党連合のもの、それから興業三派合同のもの、それから本委員会のもの、そのほかまだ一つあるものであります。それを今どれを取上げて、どういうぐあいにいつ上程しようかということが、すでに運営委員会において非常に議論になつておるのであります。そこで本委員会といたしましては、どこまでも委員会独自の立場から、この決議案を御採択になつて、そつて委員会の意思を明らかにしていただくことは結構であります。これを本会議へもつていつ上程いたします問題は、この委員会の決議とは別個に、やはり運営委員会において全体的な判断を下された上で決定していただく。そういうことにぜひしていただきたい。これがわが党の考え方であります。

○早稲田委員長 ただいま中崎君から動議が出、さらに塚田君から同趣旨の御意見がありました。さよう取計らうことに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○早稲田委員長 御異議はないようでありますので、さよう決定いたしました。

本日はこれをもつて散会いたします。

午後三時四十一分散会

〔参照〕

昭和二十三年の所得税の四月予定申告書の提出及び第一期の納期の特例に関する法律案

（内閣提出）に関する報告書

一、本案の要旨及び目的
政府は、最近における貨銀物價等経済諸情勢の推移、課税の実情に照し、租税負担の軽減を図る等のため、所得税の基礎控除、扶養控除、勤労控除、税率等につき改正を行ふ必要があると考へ、目下検討中である。この改正案は近く成案を得て国会に提出する方針であるので本年に限り所得税の四月予定申告書の提出及び第一期の納期に關し特例を設け、所得税法の改正案が國會で可決された後、改正規定に従つて四月予定申告書を提出し、第二期の納税をするようにすることが、負担の点から見てもまた官民相互の手数から見ても適當であると考えられるのである。従つて、本年に限り所得税の四月予定申告書は本年五月一日の現況によりこれを記載し、五月一日から同月三十一日まで提出することとし、また所得税の第一期の納期も五月一日から同月三十一日までとして、それ／＼一箇月繰り延べることをいたさんとするものである。

二、本案の可決理由

政府は、経済情勢の推移に應じ、國民租税負担の公正を期するため、所得税法の改正案を検討中であるので、所得税の四月予定申告書の提出及び第一期の納期に關する特例を設ける必要がある。以上の理由によりこれを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十三年三月二十五日

財政及び
金融委員 早稲田柳右エ門
長

衆議院議長松岡駒吉殿

昭和二十三年五月三十一日印刷

昭和二十三年六月一日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷局